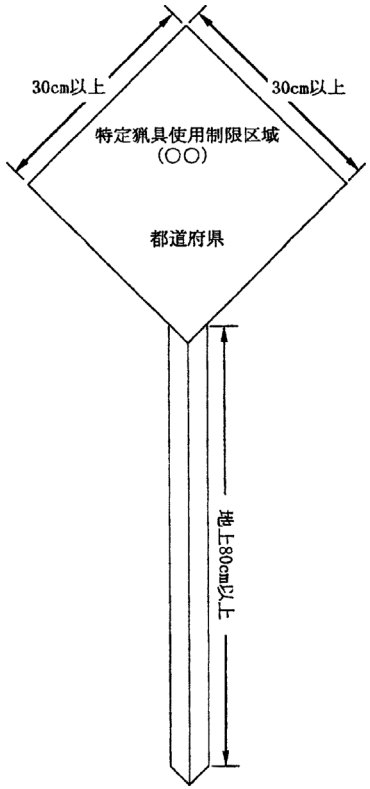
様式第十四(第四十四条関係)

制札



備考

一　○○の部分には、使用を制限する猟具の種類を表記すること。

二　立木竹等に固定させる場合にあっては、地上一五〇cm以上の場所で固定させること。

三　支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又はコンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

四　制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

特定猟具使用制限区域　Certain Hunting Equipment Restricted Area

※特定猟具の例

銃　Gun

五　制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

六　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。